

感染症医療人材養成事業 Q&A (令和3年1月25日現在)

本事業は、令和2年度第3次補正予算の成立を前提としています。

また、現在調整中・検討中の内容が含まれますので、今後Q&Aについても内容を変更とする可能性があることにご留意ください。

前回からの更新は赤字の項目です。

No	質問	回答
【申請について】		
1	どのような学校が申請できるのか。	医学部医学科を有する国公立大学が対象となります。
2	計画書の「事業推進責任者」を学長とすることはできるのか。	事業推進責任者は実質的な事業統括者であるため、学長がそれを担うことは難しいと考えます。
3	計画書の「事業推進責任者」は、今後採用予定の者でも良いのか。	事業推進責任者は、申請の時点で当該大学の常勤の役員又は教員である必要があります。
4	計画書の「事業推進責任者」は途中で交代することは可能か。	引き続き事業を適切に推進することができるのであれば、途中で交代しても構いません。
5	計画書の「担当者」の所属に指定はあるか。	申請大学の職員であれば、学部、病院、その他、どの部署の所属でも構いませんが、事業としては学部と病院が協力のもと計画・申請するとともに、事業について全体を把握している担当者を記載してください。
6	他の補助金にも申請する予定であるが、本公募テーマへの申請が制限されるのか。	他の補助事業への申請によって、本事業への申請が制限されることはありません。 ただし、両方で採択された場合、事業内容に重複があると本事業として経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、本事業に申請してください。
7	過去に「国公立を通じた大学教育改革支援プログラム（大学改革推進等補助金等）」等で選定された補助期間が終了した取組と同一又は類似の取組を申請することは可能か。	同一又は類似の取組を申請することはできませんが、本事業の趣旨・目的等を踏まえ、取組内容を更に発展・充実させ、新たな教育プログラムを構築する事業であれば申請可能です。
8	連携する大学に補助金を配分することはできるのか。	本事業において、他大学に補助金を配分することはできませんが、外部有識者の招へい、他大学等からの情報収集、事業によって得られた知見やノウハウを共有していただくことは可能です。
9	交付要綱や取扱要領の送付はいつ頃になるのか。	交付要綱及び取扱要領は、令和2年度第3次補正予算成立後の送付となります。
【教育プログラムについて】		
1	いつまでに教育プログラムを開始する必要があるのか。	本事業により設置される教育プログラムは、少なくとも、令和2年度中、一部実施（試行）できるように計画し、令和3年度には医学部医学科の学生を対象とした教育を開始してください。
2	教育プログラムにおいて、学位の授与	学位の授与は必須としていません。（医学部医学科の学生の力

	を求めるのか。	リキラム上に位置付けることを求めています。)
3	医学部医学科の学生のカリキュラム上に位置付けるとはどの程度か。	単位数や時間数の下限は設定いたしません。新たな必修科目を設けること又は、既存の科目の内容を見直し、教育プログラムの内容を組み入れることを想定しています。
4	既に実施している教育プログラム・コースを改編する場合は対象となるのか。	既に実施している教育プログラム・コースを大幅に発展的改編又は拡充させる場合は、本事業の対象となります。
5	実践的な教育プログラムの具体的なイメージはどのようなものか。	一例として、医療用シミュレータ等を用いたシナリオトレーニングを想定していますが、各大学の実情に応じてご検討してください。
6 1/20 追加	計画書「2. 感染症医療人材養成計画」の「感染症専門医」とは、既に感染症専門医の資格を有する者の人数を記載するのか。今後取得する予定の人数を記載するのか。	既に感染症専門医の資格を有する者、今後取得を予定している者の合計数を記載してください。
7 1/20 追加	生物学部等の学生が行う感染症に関する臨床実習等を計画書に含めても良いか。	含めていただくことは可能ですが、本事業の目的は「感染症の特性等を踏まえた診療や感染制御に関する実践的な教育プログラムを構築し、感染症に関する高度な知識を身に付けた医療人材養成」であることにご留意ください。
8 1/21 追加	当初の設置計画では構想していなかったが、完成年度前の学部学科においても、本事業の補助対象となるような教育プログラムを実施することは可能か。	完成年度前の学部学科であっても、設置計画の趣旨のもとで教育課程の充実を行うことはもとより可能であり、感染症に関するより専門的な教育・実習等を行うことは可能です。 (その際には、設置計画履行状況調査に係る調査報告書に適切に記載するとともに、必要に応じて専任教員変更の手続(AC 教員審査)を受審してください。)
9 1/21 追加	附属看護専門学校の学生に関する教育を計画書に記載することは可能か。	医学部医学科が開設する授業(多職種連携の実習、講義等)に参加するのであれば、計画書「2. 感染症教育医療人材養成計画」に含めていただくことが可能です。 なお、附属看護専門学校に対する支出は認められません。
10	看護系学科に教育を実施する場合もカリキュラム上に位置付ける必要があるのか。	公募通知「V. 補正予算案の対象となる大学」のとおり、医学部医学科以外はカリキュラム上に位置付けることは必須要件とはしていません。 なお、看護系学部等のカリキュラムに必修科目として位置づけるためには、指定規則上の変更承認申請が必要になります。 変更承認は少なくとも年度が始まる前には文科省から指定書の交付を受けている必要がございますため、看護系学部等の変更承認申請をされる構想がございましたら、看護教育係又は医療技術係・薬学教育係に別途ご相談ください。
【補助期間について】		
1 1/20	予算の繰越は可能か。	本事業は令和2年度第3次補正予算案による事業のため、一定の手続きが必要となりますが、令和3年度に繰り越して事業を

更新		実施することができるよう、調整中です。（なお、本事業は令和2年度第3次補正予算案上、財政法第14条の3に規定する「繰越明許費」となっています。）
2	補助期間終了と同時に本取組を終了しても良いか。	本事業は、取組のスタートアップとして必要な経費を支援することを目的としております。そのため、補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組を実施していただくことが補助の条件となります。各大学は、補助期間終了後の継続性について十分に検討した上で申請してください。
3 1/20 追加	計画書の「2. (3)教育内容」及び「3. 教育設備整備等の計画」については、令和2年度分の計画のみを記載するのか。それとも令和3年度分の計画も含めて記載すべきか。	本事業は令和2年度第3次補正予算案による事業のため、原則として令和2年度内に実施する事業計画を記載いただくこととなりますが、現時点において、事業計画が明らかに令和2年度内に完了しない場合には、令和3年度に実施予定の計画も含めた形で、計画書「2. (3)教育内容」及び「3. 教育設備整備等の計画」を作成してください。 なお、【補助期間について】No.4の回答とおり、文部科学省において令和2年度予算の繰越手続きを行うことを予定しています。
4 1/20 追加	令和3年度への繰越が認められた場合、各大学が個別に繰越のための手続きを行う必要があるか。	令和3年度への繰越手続きにあたっては、各大学から個別の繰越事由を求めず、文部科学省において手続きを行います。
5 1/21 追加	本事業は令和2年度補正予算のみの事業か。令和4年度に改めて予算計上はあるか。	令和2年度限りの事業です。令和4年度以降の取扱いについては、現時点では未定です。
6 1/21 追加	令和3年度に繰り越して事業を実施することができるよう、調整中とのことだが、教員の雇用は令和2年度中に開始する必要があるか。	No.1、No.3 参照 本事業は令和2年度第3次補正予算案による事業のため、原則として令和2年度内に実施する計画としていただくこととなりますが、現時点において、事業計画が明らかに令和2年度内に完了しない場合であれば、令和3年度中の雇用開始として計画していただいて構いません。
【教育設備整備等の計画について】		
1	申請に当たり、補助上限額まで計上しなければならぬのか。	補助期間の計画策定に当たり、予算計上については、実施する事業の規模や費用対効果等を勘案して、補助上限額の範囲内で必要な金額を計上してください。なお、経費の妥当性、不可欠性も審査しており、明らかに華美であったり、過大、不必要な経費を計上することはこれに影響すると考えてください。 申請に当たっては実勢価格等を踏まえ、経費の積算まで十分に検討し、選定となった後に大幅に積算内容を変更することがないようにしてください。
2	補助事業として実際に取組を開始し、経費を支出できるのはいつ頃からか。	補助事業の開始（補助金交付内定）は、令和2年度第3次補正予算成立後となります。

3	選定された場合、交付内定以前に実施した取組について遡って経費を充当できるのか。	交付内定後における事業の実施に必要な経費に対し支出されるものであり、内定前に遡って経費を充当することはできません。
4	事業推進責任者について、人件費を支出することは可能か。	事業推進責任者は、申請の時点で当該大学の常勤の役員又は教員である必要があるため、人件費を支出することはできません。
5	既に在籍している教員等が本事業に専念することとなったため、代替教員として本事業に関与していない教員を採用した場合、その経費を支出することは可能か。	本事業の補助対象経費となる人件費は、本事業を遂行するために直接従事することとなる者の人件費にのみ使用することができます。
6	学生や受講者等へ旅費を支給することは可能か。	本事業の補助対象経費となる旅費は、学生や受講者等には使用できません。ただし交通費（実費）についてはバスの借上げなどにより、学内規程に沿って支出することは可能です（なお規程の新設・拡大解釈等により、取組に関わる学生にのみ特別に交通費を支出することはできません）。
7	外部機関等との調整や教育プログラム・コースをコーディネートする専任教員を雇用することができるか。	可能です。ただし、本事業で雇用した教員は、本事業に専念していただく必要があります。
8	雇用した教員に診療業務を行わせることは可能か。	本事業で雇用した教員が、医学部生等への臨床実習の指導など事業の一環として診療業務を行うことは差し支えありませんが、事業とは直接関係のない通常の診療業務等を行うことはできません。（※勤務時間外に通常の診療業務等に従事することは可能ですが、本補助金の支給対象になりません。）
9	補助期間終了後の教員等の人件費はどのようにするのか。	本補助金の趣旨に鑑み、補助期間終了後も各大学において事業を継続させることを念頭に実施してください。
10	指導者（指導医等）の指導力育成のためのFD開催や、学会・講習会等の参加費用を本補助金から支出することは可能か。	可能です。ただし、本事業を実施するに当たり、例えば、本事業の取組を広く発表するための学会・講習会等の参加費用、又は、新たに知識等を習得するための学会・講習会参加の参加費用等に限られます。したがって、事業実施前から定期的開催・参加している学会・講習会等に対する支出は対象外となります。
11	施設の改修を行うことは可能か。	建物等施設の建設、不動産取得に関する経費、施設の改修に関する経費に使用することはできません。ただし、本補助事業のために購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については使用できます。
12	会議や講習会等に係る飲食代を支出する際に注意すべき点はあるか。	外部者（補助対象校の教職員以外の者）が参加する会議等における必要最低限の飲食（アルコールは除く）に係る経費であるため、一般参加者や学生、研修医、受講生への提供は認められません。本補助金が税金で賄われていることに十分御留

		<p>意ください。</p> <p>したがって、補助対象校の教職員のみが出席する会議等への提供は認められません。</p> <p>また、外部者が参加する場合であっても、会議等として位置付けられていない単なる打ち合わせ等に係る飲食は認められません。</p>
13	<p>経費の使用で注意すべきことはあるか。</p>	<p>本補助金が税金を原資としていることに鑑み、社会一般的にみても適切でない経費や本来大学が負担すべきでない経費に使用することはできません。不適切な経費については返還していただくとともに、経費の使用に問題が多いと判断される場合は、大幅な補助金の減額又は補助金の取消等を行います。</p> <p>例えば、以下のようなものは本補助金で使用すべきではないと考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学内の規程等に基づいていないもの（本事業のみ特別な扱いをすることは認められません） ○ テレビゲーム機、キッチン用品（電子レンジ、冷蔵庫、食器棚）、スポーツ用品等、娯楽目的と疑われる物品の購入。 ○ 観光や保養目的と誤解されかねない場所（社会一般の常識に照らして効率的かつ経済的とは言えないような場所にある観光地、温泉地等）での会議等の開催 ○ 宿泊の必要のない教職員、学生（会議等の開催地に居住している者等）の宿泊 ○ セミナー等における必要最低限とは言えないような過剰な支出や費用対効果の低いものに対する支出（楽器演奏、参加者への消耗品の配付等） ○ 申請した事業とは直接関係のないセミナー、研究発表会等（本事業開始前から定例的に開催・参加しているもの等）に要する経費 ○ パソコン、カメラ、ビデオカメラ等の過剰と疑われる台数（社会一般の常識に照らして効率的かつ経済的とは言えないような台数）の購入 ○ 本事業と関係のない他の用途への使用も兼ねた物品（本事業専用でない物品）の購入
14 1/19 追加	<p>No.11 関連</p> <p>「本補助事業のために購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費」とは具体的にどの程度か。</p>	<p>①設備備品を建物に取り付け、固定するために必要な経費、</p> <p>②設備備品を設置し、調整するために必要な経費、</p> <p>③設備備品の設置に必要な床の補強や防振材の取付けに必要な経費</p> <p>等を想定しています。</p>
15 1/20 追加	<p>ホームページの開設に必要な経費を支出することは可能か。</p>	<p>本事業を遂行するために真に必要な経費であれば、広報費（ホームページ・ニュースレター等）は補助対象となります。</p>

16 1/20 追加	補助率は何割か。	国公私問わず、10/10 の定額です。
17 1/21 追加	他の大学改革推進等補助金における取扱要項において、設備備品費は補助対象経費の70%を超えないように記載があるが、本事業においても該当するか。	本事業においては該当しません。
18 1/22 追加	ライセンス契約、リース契約、保守契約等が年度をまたぐ場合、どのように計上すべきか。	契約年数に関係なく、年度をまたぐ契約は基本的に認められません。 複数年の契約形態しかないなど、やむをえず年度をまたぐ契約をしなければならない場合は、補助期間にかかる経費のみを按分して計上してください。（補助期間については、Q&A【補助期間について】No.1、No.3を参照）
19 1/22 追加	業者選定の際、相見積もりが必要か。	本事業では複数社による見積もりは必須とはしませんが、各大学の規程に従い、適切な取扱いを行うようにしてください（規程の新設・拡大解釈等により、本事業のみ特別の取扱いとすることは認められません）。 なお、本補助金は、適正化法等が適用されるため、一般競争契約（契約に関する公示をし、不特定多数の者による競争をさせ、最も有利な条件を提示した者との間で締結する契約方式）などにより、公正かつ最小の費用で最大の効果があがるように経費を効率的に使用してください。
20	委託費に関して、上限などは定められているか。	本補助事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の50%を超えないでください。
【審査の観点】		
1 1/20 追加	「開発した教育プログラム等を普及させるための取組（情報発信等）が計画されており、効果が期待できるか。」に関して、どのような取組を想定しているのか。	一例として、他大学の学生や地域の医療従事者等を対象とした研修会やシンポジウムの実施があげられますが、各大学の実情に応じてご検討してください。
【その他】		
1 1/22 追加	補助対象校となった場合、交付内定・交付決定の際に、業者からの見積書類の添付は必要か。また、必要であった場合、原本証明の押印は必要か。	業者からの見積書類の添付は不要です。